

賃 貸 借 契 約 書 (案)

- 1 業 務 名 営業情報システム用機器賃貸借 (R 6 更新分)
- 2 賃貸借物件 別紙仕様書のとおり
- 3 引渡し場所 仕様書別紙 2 機器引渡し場所及び期限一覧のとおり
- 4 設 置 場 所 岡山市北区鹿田町二丁目 1 番 1 号 ほか
- 5 契 約 期 間 令和 年 月 日から令和 1 2 年 2 月 2 8 日まで
- 6 機器引渡し期限 仕様書別紙 2 機器引渡し場所及び期限一覧のとおり
- 7 賃貸借期間 令和 7 年 3 月 1 日から令和 1 2 年 2 月 2 8 日まで
- 8 賃 借 料 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
ただし、月額賃借料 金 円
- 9 契約保証の方法
この契約に係る契約保証の種類は、次のうち _____ とする。

契約保証 (①契約保証人 ②銀行等の金融機関の保証
③履行保証保険による保証 ④契約保証金の納付
⑤有価証券の提供)

上記の賃貸借について、賃借人岡山市水道局 (以下「発注者」という。) と、賃貸人 _____ (以下「受注者」という。) とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総 則)

- 第 1 条 受注者は、この契約書及び仕様書等 (仕様書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。) に従い、この契約を履行するものとする。
- 2 受注者は、賃貸借物件 (ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む。以下「物件」という。) を発注者に賃貸し、受注者はこれを借り受ける。
- 3 この契約は、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 1 8 年市条例第 7 8 号) に基づく長期継続契約である。
- 4 この契約書に定める催告、申請、請求、通知、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 「①契約保証人」の場合

ア 受注者は、この契約による債務を履行しない場合に生ずる遅延利息、違約金その他の損害金を支払うこと及びこの契約による債務を履行しない場合に受注者に代わって自ら債務を履行することを保証するため、契約保証人1人以上を立てなければならない。

イ 前項の契約保証人は、受注者と同等以上の資力を有する者でなければならない。

ウ 受注者は、契約保証人を立てるときは、所定の様式による保証人承認願を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

エ 受注者は、前項の承認があったときは、契約保証人に、この契約締結の日までに保証契約書を作成の上、記名押印させなければならない。

オ 受注者は、契約保証人が死亡し、又は資力、資格能力等を喪失したときは、他の保証人を立てなければならない。

(2) 「②銀行等の金融機関の保証」の場合

この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは発注者が确实と認める金融機関の保証

(3) 「③履行保証保険による保証」の場合

この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 「④契約保証金の納付」の場合

契約保証金の納付

(5) 「⑤有価証券の提供」の場合

契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、賃借料額の100分の10以上としなければならない。

3 受注者が第1項第2号から第3号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第27条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 賃借料額に1割を超える増減額変更があった場合には、保証の額が変更後の賃借料額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

6 本契約は、契約保証の期間を分割することができる。この場合において、前保証期間の終期までに保証期間を更新した契約保証を提供しなければならない。

(契約保証人の義務)

第3条 前条第1項第1号の契約保証人は、この契約から生ずる一切の債務を保証しなければならない。

(契約保証金の返還)

第3条の2 発注者は、契約履行の完了確認後又は、第19条第1項第6号、同項第8号、同項第11号、第21条、第22条若しくは第23条の規定により契約が解除された場合に契約保証金を返還するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(一部委任又は下請負の通知)

第6条 受注者は、業務の一部を委任し、又は下請負するときは、相手方の名称その他発注者が必要と認める事項をあらかじめ発注者に対して通知しなければならない。

(指名停止期間中の者等の下請負等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部又は一部を発注者から指名停止を受けている者又は指名停止を理由として有資格者名簿から削除された者で当該指名停止期間が満了していない者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(監督)

第8条 発注者は、賃貸借の履行について、受注者を指示監督するものとする。

2 発注者は、前項の指示監督を関係職員（以下「監督員」という。）に行わせることができる。

3 監督員は、賃貸借の的確な履行を確保するため、岡山市水道局契約規程の規定により処理すべきもののほか、契約書及び仕様書等で定められた事項の範囲内において、次の職務を行うものとする。

(1) 契約の履行についての受注者に対する指示、承諾又は協議

- (2) 仕様書等に基づく賃貸借の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 仕様書等に基づく工程の管理，立会い並びに賃貸借の履行の状況の把握及び検査
 - (4) その他賃貸借の履行上必要な事項
- 4 発注者は，第2項の規定により監督員をおいたときは，当該監督員の職名及び氏名を，受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも，同様とする。

(物件の納入等)

- 第9条 受注者は，物件を設置場所へ引渡期日までに納入し，賃貸借期間の開始日から発注者の使用に供しなければならない。
- 2 発注者は，納入に先立ち，又は納入に際して，必要があるときは，発注者の職員をして立会い，指示その他の方法により，この履行状況を監督させることができる。
 - 3 この物件を納入する上で必要な費用は，受注者の負担とする。
 - 4 発注者は，受注者から物件の納入を受けた後，賃貸借期間の開始日までにこれを検査しなければならない。この場合において，物件の規格，仕様，性能，機能等に不適合，不完全等があったときは，発注者は，受注者に物件の修補を請求することができる。
 - 5 物件の引渡しは，前項に規定する検査において，合格したときに完了する。

(検査)

- 第10条 発注者は，四半期ごとの賃貸借が完了したときは，完了日から起算して10日以内に，賃貸借の履行の状況を確認するための検査を行わなければならない。

(賃借料の支払)

- 第11条 受注者は，前条の検査に合格したときは，賃借料の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は，頭書記載の月額賃借料を四半期ごと年4回支払うものとする。
 - 3 発注者は，前項の規定による請求があったときは，請求を受けた日から30日以内に賃借料を支払わなければならない。
 - 4 賃貸借期間の開始日及び満了日が月の途中である場合は，その月の賃借料は月額賃借料の30分の1（1円未満切捨て）にその月の賃貸借日数を乗じて得た金額とする。
 - 5 この契約における四半期は，以下のとおりとする。
 - (1) 4月から6月を第1四半期，7月から9月を第2四半期，10月から12月を第3四半期，1月から3月を第4四半期とする。

(2) 期の途中から契約が開始するとき又は期の途中で契約が終了するとき、
契約が開始又は終了する月の属する期で支払うものとする。

6 受注者は、発注者が賃借料の内訳書の提出を求めたときは、これに応じなければならぬ。

(善良な管理者の注意等)

第12条 発注者は、善良なる管理者の注意をもって物件を管理する。

2 受注者は、発注者の故意又は過失によって物件が損害を受け、又はこれに欠損を乗じた場合、発注者に対して、その賠償を請求することができる。

3 発注者は、物件を他に譲渡し、若しくは第三者に使用させ、又は受注者の所有権を侵害するような行為をしてはならない。

4 物件に故障が生じたときは、発注者は、直ちに受注者に報告しなければならない。

(物件の滅失・損傷)

第13条 天災等(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象をいう。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものにより、物件が滅失、損傷して修理不能となった場合、本契約を解除する。この場合における損害額は、残賃貸借期間の賃料を超えない範囲で、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(物件の保守等)

第14条 受注者は、常にこの物件の機能を十分に発揮させるため、必要な保守を仕様書等に基づき受注者の負担で行わなければならない。

2 受注者は、第12条第4項に規定する報告を受けたときは、受注者の負担で速やかに物件を修理しなければならない。ただし、故障の原因が発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(物件の現状変更)

第15条 発注者は、次に定める事項については、あらかじめ受注者の承諾を得るものとする。

(1) 物件の改造をしようとするとき。

(2) 物件に他の物件を付着させようとするとき。

(3) 物件の性能、機能、品質等を変更しようとするとき。

(4) 物件を設置場所から移転しようとするとき(軽易な移転は除く。)

2 前項の場合に要する費用は、いずれも発注者の負担とする。

(賃貸借期間満了後の賃貸又は売渡し)

第16条 発注者は、賃貸借期間が満了したときは、受注者に物件の賃貸の継続

又は売渡しを請求することができる。

- 2 受注者は、発注者が前項の請求をしなかったとき、又は契約を解除したときは直ちに物件を引き取るものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。
- 3 受注者は、物件の引き取りを受注者以外の者に行わせる場合は、あらかじめ発注者に申し出て、その承認を得なければならない。この場合において、発注者の業務に支障がないと認める場合に限り、承認するものとする。

(契約不適合責任)

第17条 発注者は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して、物件の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて賃借料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに賃借料の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 引渡期日までに物件を納入する見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の履行に当たり発注者の担当職員の指揮監督に従わないとき、又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。
- (3) 正当な理由なく、第17条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法令、岡山市水道局契約規程又はこの契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の全部を履行することができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に賃借料債権を譲渡したとき。
- (7) 第22条又は第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は賃貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - オ 役員等が、暴力団関係法人等（暴力団、暴力団関係者（暴力団員、団体の若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又

は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。)であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に届け出なかったとき。

(9) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。

(10) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

(11) 発注者から岡山市水道局指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第21条 この契約は、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を解除することができる。

2 発注者は、第18条又は第19条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 発注者は、前2項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契

約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第23条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の内容を変更したため、賃貸借期間の開始日から満了日までの賃借料の総額（以下「賃借料の総額」という。）が3分の1以下に減少したとき。
- (2) 契約の履行の中止期間が賃貸借期間の2分の1を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 第22条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除等の通知)

第25条 契約の解除等の通知をするときは、遅滞なく行うものとする。

(契約解除に伴う措置)

第26条 発注者は、この契約の解除が賃貸借期間終了前にあった場合においては、履行済部分を検査の上、これに相当する賃借料を受注者に支払わなければならない。ただし、違約金等を徴収するときは、支払金はこれと差し引き清算することができる。

- 2 前項に規定する契約の解除が月の中途である場合は、第11条第4項の規定を準用し、賃借料を算定するものとする。
- 3 第1項に規定する措置の期限、方法等については、契約の解除が第18条、第19条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第21条から第23条までの規定によるときは発注者及び受注者が協議して定めるものとする。この場合において、発注者は、受注者の協議及び立会い等が得られないときは、契約保証人又は相当と認める関係人をもってこれに代えることができる。
- 4 賃貸借期間終了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

(発注者の損害賠償請求等)

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 引渡期日までに物件を納入することができないとき。
- (2) 引き渡された物件に契約不適合があるとき。
- (3) 第18条又は第19条の規定により、賃貸借期間終了後にこの契約が解除されたとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、賃借料の総額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が違約金を徴収する必要がないと認めたときは、この限りでない。
- (1) 第18条又は第19条(第11号を除く。)の規定により賃貸借期間終了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 賃貸借期間終了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、賃借料の総額から履行済部分に相応する賃借料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。
- 6 発注者は、第2項の規定により支払われた金額が契約解除により発注者に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を受注者から徴収することができる。
- 7 第2項の場合(第19条第6号及び第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第28条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第11条第3項の規定による賃借料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第29条 発注者は、引き渡された物件に関し、第9条第5項の規定による引渡しの日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、賃借料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 7 発注者は、物件の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 8 引き渡された物件の契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(損害保険)

第30条 受注者は、物件に対して、受注者を被保険者とした損害保険契約を受注者の負担により、受注者の選定する保険会社と締結し、賃貸借期間中これを更新しなければならない。

(受注者の立入り等)

第31条 受注者は、物件の管理等のため、発注者の承認を得て、物件の設置場所に立ち入ることができる。

2 受注者は、前項の立入りに際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(通知義務)

第32条 物件について、受注者の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はその恐れがあるときは、発注者は遅滞なく受注者に通知しなければならない。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第33条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、この契約による賃借料の総額の100分の20に相当する額を発注者が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、受注者の訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき発注者が受注者に賠償請求することを妨げるものではない。

3 受注者が第1項の規定に基づく損害賠償金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、発注者はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受注者から徴収するものとする。

4 第1項の規定に該当する場合においては、発注者は契約を解除することがで

きる。

(紛争の解決)

第34条 発注者及び受注者は、契約に関し、双方の間に紛争が生じたときは、第三者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。ただし、発注者及び受注者の一方又は双方があっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、この限りでない。

2 発注者及び受注者は、特別に定めたものを除き、紛争の処理に要する費用を各自負担する。

(秘密の保持)

第35条 受注者は、この契約履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第36条 受注者は、この契約の履行に当たり、岡山市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第37条 受注者は、受託情報を保護するため、発注者と個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく「水道局の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。ただし、受託情報に発注者の保有する個人情報を含まない場合はこの限りではない。

(補則)

第38条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人 発注者 住所 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号
氏名 岡山市水道局
岡山市水道事業管理者
水道局長 栗原 諭

賃借人 受注者 住所
氏名 (印)

契約保証人 住所
氏名

水道局の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書

岡山市水道局（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日付けで締結した _____
_____に係る契約（以下「契約」という。）に基づいて取り扱う、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報であって甲が保有するもの（以下「保有個人情報」という。）を適正に管理し、もって個人の権利利益を保護するため、法に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（個人情報保護の基本原則）

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、保有個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任者の指定）

第3条 乙は、保有個人情報を適切に管理するため、個人情報受託管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。

2 責任者は次に掲げる者とする。

職 名 _____ 氏 名 _____

3 責任者は、保有個人情報が適正に取り扱われるよう乙の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）を指揮監督しなければならない。

（業務従事者への周知）

第4条 乙は、直接的であるか間接的であるかを問わず、業務従事者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、保有個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

（適正な安全管理）

第5条 乙は、この契約に基づく業務に係る保有個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の保有個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また保有個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目

的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

第6条 乙は、保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、契約において再委託が認められており、かつ、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面により申請し、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。なお、再委託する場合にあっては、乙は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に対してもこの覚書の内容に相当する程度の措置を講じなければならない。

- (1) 契約の名称
- (2) 再委託先名（住所、商号又は名称及び代表者職氏名）
- (3) 再委託する理由
- (4) 再委託契約の内容（契約年月日、履行場所及び委託期間）
- (5) 再委託して処理する内容
- (6) 再委託先が取り扱う個人情報

2 前項の書面には、乙と再委託先との間でこの覚書に準じて締結する予定の個人情報の取扱委託に関する覚書の案を添付しなければならない。

(収集の制限)

第7条 乙は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

第10条 甲は、乙が取り扱う保有個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、甲は必要と認めるとき、乙に対し保有個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は乙が保有個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を確認することができる。

(業務従事者の監督)

第 11 条 乙は、業務従事者に対し、保有個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

2 乙は、本件業務の遂行上、実際に保有個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての保有個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

第 12 条 甲は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、乙において保有個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、乙に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について甲と協議を行わなければならない。

(記録の搬送等)

第 13 条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を搬送等するときは、保有個人情報の飛散等の流出事故を想定したうえで、安全、確実に行わなければならない。

(廃棄等)

第 14 条 乙は、この契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報について、甲から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに甲への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、乙がこの契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報の廃棄等を行う場合には、甲の立会いのもとに返却、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 15 条 乙は、この契約に基づく保有個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに甲へ報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 16 条 甲は、乙がこの覚書の記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

(罰則等の周知)

第 17 条 乙は、保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用（法第 176 条及び第 180 条）について、乙の従事者に周知し、徹底させなければならない。

(特定個人情報等)

第 18 条 この覚書において適用される個人情報に特定個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号及び同条第 8 項に規定する特定個人情報を指す。）が含まれる場合は、別に「水道局の保有する特定個人情報等の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

2 前項により締結された「水道局の保有する特定個人情報等の取扱委託に関する覚書」は、この覚書に優先するものとする。

（その他）

第 19 条 この覚書について疑義が生じたときは、甲，乙協議のうえ、解決するものとする。

【参考法律】個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）【抜粋】

（定義）

第2条（抜粋） この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

（省略）

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 行政機関

(2) 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）

(3) 独立行政法人等（別表第2に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第4項から第6項まで、第119条第5項から第7項まで並びに第125条第2項において同じ。）

(4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第16条第2項第4号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第7項から第9項まで、第119条第8項から第10項まで並びに第125条第2項において同じ。）

第60条（抜粋） この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものの

(省略)

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 24 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの
- (4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務（従事者の義務）

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であつた者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 17 6 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。